

墨田区監査委員公告第 5 号

令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、墨田区長から別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和元年12月23日

墨田区監査委員	長谷川 昌 伸
同	寺 田 政 弘
同	井 尾 仁 志
同	高 橋 正 利

令和元年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 補助金に関するもの</p> <p>(ア)「墨田区民間保育所等一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金」において、定期利用保育事業に係る利用時間ごとの延べ利用児童数を誤って計上したため、実績報告書における実績額が要綱に基づく算定額よりも多く報告されていた。(株式会社ブルーム、子ども施設課)</p> <p>イ 指定管理者に関するもの</p> <p>(ア)指定管理者が区に提出した指定管理者業務に係る歳入歳出予算書において、施設の保守に要する委託費として計上した業務について、平成30年度の途中に新たに開設した施設であったことにより、当該年度は実施をしないこととしたものや指定管理者による費用負担が生じなかったものがあったにもかかわらず、当該費用を含めた指定管理料が支払われていた。(一般財団法人本所賀川記念館、子育て政策課)</p>	<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 補助金に関するもの</p> <p>(ア) 誤って計上されていた箇所を訂正した実績報告書を再提出させ、過払額については返還させた。</p> <p>今後、同様の誤りを繰り返すことがないように、交付団体に対し補助金関係書類の内容確認の徹底を指導するとともに、所管課においても、職員に対し、補助金額の確定に当たって審査に細心の注意を払うよう徹底する。</p> <p>イ 指定管理者に関するもの</p> <p>(ア) 指定管理者と協議を行い、費用負担が発生しなかった業務に係る指定管理料については返還させた。</p> <p>指定管理者による管理運営業務は協定書、覚書に基づいた運営が行われるよう、所管課、指定管理者双方による確認を徹底していく。</p>

令和元年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>ア 補助金交付について</p> <p>「7 監査結果(1)指摘事項ア(ア)」の事例は、補助金交付団体において、内容確認が不十分であったことなどにより、利用状況報告書に誤った利用実績を記載して報告したために生じたものであり、過去の監査においても同様の原因により生じた他団体の事例について、指摘事項として報告してきたところである。</p> <p>今後も、このような誤りを繰り返すことのないよう、補助金交付団体においては、補助金の額の根拠となる書類の提出に際し、複数の者による内容の確認を行うなど、その精度の確保に努められたい。また、所管課においては、報告書の内容に誤りがないか、必要に応じ、実地調査の実施や関係書類の提出を求めるなど、十分な確認体制の確保に取り組まれたい。</p> <p>監査を通して、補助金交付団体にミスが発生していることの問題以上に、所管課が適切な確認を行えていないことが問題であると感じられた。所管課においては、一層の自覚を持ち職務に当たられるよう申し添える。</p>	<p>ア 補助金交付について</p> <p>補助金交付団体における実績報告の誤り等の指摘事項については、同様の事例が発生することがないよう、改めて所管課の審査体制の強化に努めるとともに、自覚を持って職務を執行するよう、指導徹底を図る。</p> <p>補助金のあり方については、補助事業の必要性・効率性等の視点で検証・評価を行い、補助金の適正化を図っていくとともに、補助事業の確認については、単に書類審査に終わらず、実地調査を行うなど適正な事業の運営を確保する。</p> <p>また、補助金交付団体においても、補助金交付要綱、交付基準に基づいた事務処理等が確保できるよう、複数の職層によるチェック体制を敷くなどの方法をとるよう、所管課を通じて指導する。</p>

イ 指定管理者制度について

今回指摘した、「7 監査結果(1)指摘事項イ(ア)」の事例は、年度途中の施設の開設に伴い指定管理者制度を導入した施設において、協定書や覚書の締結に先立ち区に提出した予算書に費用が計上されていた施設の保守業務について、年度途中の開設であったことなどから当該年度中の実施を取り止めることとしたものや機器の保証期間等の関係から指定管理者の費用負担が生じなかったものがあってもかかわらず、指定管理料の額の変更等が行われず、当該費用を含めた指定管理料が支払われていたものである。

当該経費は精算を要しない確定払により支払われているものであり、その余剰金については原則として区への返還を求めるべきものではないが、それはあくまで、事業計画等に基づき適切に指定業務が行われた上で生じた、指定管理者の創意工夫による管理運営経費の節減結果として余剰金が生じた場合についてである。今回指摘した事例は、上述の理由から指定管理者の費用負担が不要となったものであり、本事例においては、指定管理者と所管課の間で協議を行い、その結果に基づいた覚書等の変更措置が必要であったものと考えられる。その手続きが行われていなかったことについては、協定書等に定められている事項が一部形骸化しているのではないかと感じるところである。

また、指摘事項とするまでには至っていないものの、依然として自主事業を実施する場合の事前承認を受けていない事例や毎月の事業報告書に報告すべき項目が記載されていない事例など、協定書等に定められた事項が適切に守られていない現状も散見される。

イ 指定管理者制度について

指定管理者制度の運用に当たっては、地方自治法をはじめとした関係法令、その他の諸規定に基づき、指定管理者制度導入施設を所管する所管課から、指定管理者に対する指導・監督をすることで、その適正かつ適切な運用を図っているところである。

については、所管課が指定管理者制度の趣旨を良く理解し、不適切な事務処理が起こることのないよう努め、指定管理者に対する指導・監督を徹底するとともに、職員に対しても「墨田区指定管理者制度ガイドライン」、「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領」等を踏まえた運用上の留意点、視点等の周知を行い、指定管理者制度の適切な履行の確認を徹底する。

以上のことを徹底することも含め、令和元年11月20日付け31墨企行第259号で「指定管理者に対する適切な指導・監督の徹底について」の依命通達を行った。

指定管理者制度は、現在の公の施設の管理運営において、多様化、複雑化する区民ニーズに、より効果的、効率的に対応していくために民間事業者等のノウハウを活かし区民サービスの向上と管理運営費の削減を図るものとして不可欠ともいえるものとなっている。その中で、それらの施設を運営していくための根幹となるものとして、区と指定管理者との間で締結する協定書や覚書があり、加えて、区では指定管理者制度に係る指針としての墨田区指定管理者制度ガイドラインも策定されている。しかし、これらが存在するというだけで、適正な施設運営が実現できるというものではなく、指定管理者と区の双方がその内容を十分に理解し、遵守し、また所管課はさらに重ねて遵守させようとする意思を常に持って業務に当たることが求められる。

今後も、それぞれがより一層これらについての理解を深め、指定管理者制度が適切に運用されるよう努められたい。